記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成28年３月４日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011　東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　制度別の欄は、労働者災害補償保険制度又は雇用保険制度の区別を記入すること。

2　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

3　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十八条の規定により公告する。

平成二十八年二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊名
樋場新町土地区画整理組合	樋場新町土地区画整理事業の画地確定図及び換地計画書
理茨木市真砂・玉島台土地区画整組合	北部大阪都市計画事業真砂・玉島台土地区画整理事業の画地確認測量図及び換地計画書
福岡市元岡土地区画整理組合	福岡都市計画事業元岡土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
岸和田市尾生久米田土地区画整理組合	地南部大阪都市計画事業尾生久米田特定土地区画整理事業の画出来形確認測量図及び換地計画書
組門真市小路中第１土地区画整理合	門真市小路中第１土地区画整理事業の画地出来形確認測量図及び換地計画書
城南町中央土地区画整理組合	測能本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の出来形確認量図及び換地計画書
豊中市上新田土地区画整理組合	豊中市上新田土地区画整理事業の画地確定測量図及び換地計画書
株式会社新日本建物	長崎都市計画事業諫早市野中地区土地区画整理事業の確定測量図及び換地計画書

国土調査の成果の認証の公告

大阪府が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十八年二月十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

門真市（御堂町、古川町、常磐町の各一部）の地籍図及び地籍簿

門真市（幸福町、垣内町の各一部）の地籍図及び地籍簿

地方自治事項

長野県（長和町）事務所

平成二十八年二月十五日長和町役場を次の位置に変更した。

長野県小県郡長和町古町四二四七番地一

公告

諸事項

工場財団

北海道苫小牧市字柏原211番地の１**合同会社苫小牧ソーラーエナジー**の工場財団に北海道苫小牧市字柏原53番１シャープ苫東の森太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年２月24日　札幌法務局苫小牧支局

東京都千代田区神田錦町三丁目20番地**日本ピグメント株式会社**の工場財団に大阪府柏原市石川町500番地日本ピグメント株式会社大阪工場、埼玉県熊谷市御稜ケ原字代の上201番地15日本ピグメント株式会社熊谷工場、埼玉県深谷市白草台2909番地52日本ピグメント株式会社埼玉川本工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年２月24日　さいたま地方法務局熊谷支局

観光施設財団

札幌市中央区盤渓475番地**札幌ばんけい株式会社**の観光施設財団に札幌市中央区盤渓401番3417番５ばんけい市民スキー場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年２月24日　札幌法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年２月12日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年２月24日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　吉田　隆治

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第1017号

事務所の所在地　大阪市北区西天満四丁目８番28号第１ビル

違反行為　会則違反

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年２月24日

九州地方整備局長　鈴木　弘之